

じぶんでえらべる火災保険【補償内容・特約一覧表】

◆下記①～⑨は特約による補償のため、その特約をセットした場合のみ補償されますのでご注意ください。①～⑤の特約は、建物、家財別々に選択しセットできます。

		保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額		保険金をお支払いできない主な場合(損害)	
損害保険金	組立式火災保険普通保険約款 (基本契約)	(1)火災 (2)落雷 (3)破裂・爆発		損害の額(保険金額限度)		(ア)戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動	
		残存物取片づけ費用保険金	(1)～(3)の事故で損害保険金が支払われる場合	実費(損害保険金×10%限度)		(イ)地震、噴火またはこれらによる津波(諸費用補償特約の地震火災費用保険金により一部お支払いする場合があります。)	
		損害防止費用保険金	(1)～(3)の事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な当社所定の費用を支出した場合	実費		(ウ)核燃料物質に起因する事故	
	①風災、雹災および雪災補償特約	建物用/家財用	(4)風・雹・雪災	損害の額 - 自己負担額 (保険金額限度) ※自己負担額はご契約時に0円、5万円、10万円からお選びいただけます。		(エ)保険料の領収前に生じた事故による損害(団体扱などの保険料の領収について特段の定めのある場合を除きます。)	
②水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾等損害補償特約	建物用/家財用	(5-1)給排水設備の事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ (5-2)建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊または建物内部での車両・その積載物の衝突・接触 (5-3)騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為		損害の額(保険金額限度)		(オ)ご契約者や被保険者または保険金受取人等の故意もしくは重大な過失または法令違反	
		残存物取片づけ費用保険金	(5-1)～(5-3)の事故で損害保険金が支払われる場合	実費(損害保険金×10%限度)		(カ)ご契約者または被保険者の所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触	
盗難保険金	③盗難補償特約	建物用/家財用	(6)盗難	a. 保険の対象について生じた盗取、(物理的な)損傷、汚損	建物家財(下記、貴金属・宝石・美術品等以外) 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品等(保険証券に明記した場合に限りお支払いします。)(家財を保険の対象としたとき)	損害の額(保険金額限度)	
				b. 保険証券記載の建物内における現金・預貯金証書・切手・印紙・乗車券等の盗難(家財を保険の対象としたとき)	預貯金証書については、預貯金先に直ちに被害の届け出を行い、かつその預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された事実がある場合	損害の額(家財の保険金額限度額。ただし、1事故につき、1個または1組ごとに100万円限度)	
						損害の額(1事故1敷地内につき、乗車券等:5万円、現金・切手・印紙:20万円、預貯金証書:200万円または家財の保険金額のいずれか低い額限度)	
水害保険金	④水災補償特約	建物用/家財用	(7)水災(台風・暴風雨等による洪水・高潮・土砂崩れ等)	a. 損害額が再調達価額の30%以上となった場合	損害の額(保険金額限度)		
				上記a.以外で床上浸水	b. 損害額が再調達価額の15%以上30%未満のとき	保険金額×15% (1事故1敷地内につき300万円限度)	左記b.c.の保険金が同時に支払われる場合、保険金の合計額は1事故1敷地内につき、300万円限度
					c. 損害額が再調達価額の15%未満のとき	保険金額×5% (1事故1敷地内につき100万円限度)	
費用保険金	⑤諸費用補償特約	建物用/家財用	臨時費用保険金	(1)～(5-3)の事故で損害保険金が支払われる場合	損害保険金×30% (1事故1敷地内につき、100万円限度)		
			失火見舞費用保険金	(1)(3)の事故で他人の所有物に損害を与えた場合	被災世帯数×20万円 (1事故につき、保険金額×20%限度)		
			地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上となった場合または保険の対象である家財が全焼となった場合	保険金額×5%		
賠償等に関する特約	⑥個人賠償責任補償特約(国内外補償)	1. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合		損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等 (1事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度)		(ア)ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (イ)職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) (ウ)もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (エ)被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 (オ)第三者との特別な約定により加重された損害賠償責任による損害 (カ)他人から借りたり預かっているものに対する損害賠償責任 (キ)車両等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など	
		2. 被保険者本人の居住の用に供される保険証券記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を破壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合					
	⑦類焼損害補償特約	保険の対象の建物もしくはその収容家財または、保険の対象の家財もしくはそれを収容する建物から発生した(1)(3)の事故により、他人の住宅またはその収容家財(「類焼補償対象物」といいます。)が損害を受けた場合。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。 ※次のものなどは、類焼補償対象物から除かれます。 1. 自動車(自動三輪車、自動二輪車を含みます。) 2. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 3. 貴金属、宝石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの 4. 動物・植物 5. 商品、事務用什器、備品など事業を営むために使用されるもの など		類焼補償対象物の再調達価額を基準として算出した損害額 ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険契約からの支払額を差し引いて算出します。 (保険期間全体で、1億円が限度。ただし、保険期間が複数年の場合、1保険年度ごとに、1億円が限度。)		(ア)ご契約者、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族等の故意 (イ)類焼補償対象物の所有者またはその法定代理人の、故意もしくは重大な過失または法令違反 (ウ)類焼補償対象物の所有者でない方が保険金を受け取るべき場合において、その方またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反(他の方が受け取るべき金額については除きます。) など	
		⑧-1 借家人賠償責任補償特約	火災、破裂、爆発によって、被保険者が借用する戸室が損壊し、被保険者が借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合		損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等 (1事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度)		(ア)ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (イ)改築、増築、取りこわし等の工事による損害 (ウ)被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任による損害 (エ)貸主との特別な約定により加重された損害賠償責任による損害 など
⑧-2 修理費用補償特約	借用戸室で(1)～(6)aの事故により、建物が損害を受け被保険者が家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合(壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部または、玄関、昇降機、門、塀等の借用戸室居住者が共同利用するものの修理費用を除きます。)		実費 (1事故につき、300万円が限度)		(ア)ご契約者、被保険者または借用住宅の貸主の故意もしくは重大な過失または法令違反 (イ)被保険者でない方が、保険金を受け取るべき場合においては、その方または法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反(他の方が受け取るべき金額については除きます。) など		
⑨家賃損失補償特約	(1)～(3)または(5-1)～(5-3)の事故により保険金が支払われる場合に、家賃収入の損失が生じたとき		復旧期間内(約定復旧期間が限度)に生じた家賃の損失額 (保険証券記載の保険金額が限度)		次のものは家賃に含まれません (ア)水道、ガス、電気、電話等の使用料金 (イ)権利金、礼金、敷金その他の一時金 (ウ)賄料		

※「じぶんでえらべる火災保険」は「組立式火災保険」の商品名です。 ※明記物件の場合には、「損害の額」は時価額によって定めます。